



子福第1204号
平成26年6月2日

沖縄県医師会会長 殿

沖縄県子ども生活福祉部長



生活保護法の一部改正に伴う生活保護法及び中国残留邦人等支援法の
指定医療機関制度の見直しに係る協力依頼について（依頼）

平素より、生活保護行政の推進につき格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、昨年12月に生活保護法の一部が改正され、本年7月1日より生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定医療機関については、有期指定（6年間）となり有効期限到来時に指定を更新することが必要となります。

改正法が施行される7月1日以前に指定を受けている医療機関については、改正後のみなし指定となりますが、厚生労働省令で定める期間（施行日から1年間：平成26年7月1日～平成27年6月30日）までに改正法規定の申請を行わなければ、平成27年7月1日以降は医療機関の指定が無効となります。

つきましては、現在指定を受けている医療機関の申請手続き及び申請手続き後の指定の有効期間の考え方について、別紙（「指定医療機関の有期・更新制導入に伴う更新申請受付について」）のとおり作成しましたので、厚生労働省の通知文とあわせてご参照ください。

また、別紙の内容につきまして貴会会報等へ情報掲載を行うなど、会員である指定医療機関各位への周知についてご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

- 別紙については、6月半ばまでに沖縄県福祉政策課ホームページに掲載する予定です。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi/index.html>

- 指定医療機関には、別紙中の表のとおり申請案内を送付する予定です。

沖縄県子ども生活福祉部
福祉政策課 保護班
担当 古和口
〒900-8570
那覇市泉崎1丁目2番2号
電話：098-866-2177
FAX：098-866-2758



那福保管第 104 号
平成 26 年 6 月 2 日

沖縄県医師会長
会長 宮城 信雄 様

那覇市福祉部長


生活保護法の一部改正に伴う生活保護法及び中国残留邦人等支援法の
指定医療機関制度の見直しに係る協力依頼について(依頼)

平素より生活保護行政の実施には格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、昨年12月に生活保護法の一部が改正され、本年7月1日から生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定医療機関については、有期指定（6年間）となり、有効期限到来時に指定を更新することが必要になります。

改正法が施行される7月1日以前に指定を受けている指定医療機関については、改正後のみなし指定となりますが、厚生労働省令で定める期間（施行日から1年間：平成26年7月1日～平成27年6月30日）までに改正法規定の申請を行わなければ、平成27年7月1日以降は指定医療機関の指定が無効となります。

つきましては、現在指定を受けている指定医療機関の申請手続き及び申請手続き後の指定の有効期間の考え方について、別紙「指定医療機関の有期・更新制導入に伴う更新申請受付について」を作成しましたので、厚生労働省の通知文とあわせてご参照ください。

また、別紙の内容につきまして貴会会報等へ情報掲載を行うなど、会員である指定医療機関各位への周知について、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○別紙については、6月半ばまでに那覇市保護管理課ホームページに掲載する予定です。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/hogokanri/>

○指定医療機関には、別紙中の表のとおり申請案内を送付する予定です。

問合せ先

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市福祉部保護管理課医療班

担当 仲尾次・上地

TEL：098-861-5193・5194(直通)

FAX：098-862-4267

別紙

指定医療機関の有期・更新制導入に伴う更新申請受付について

生活保護法の一部改正が行われ、本年7月1日から、指定医療機関制度が見直されます。改正後は、指定を有期(6年間)とし、有効期間到来時に更新していくことになります。

見直しが行われる7月1日(以下「施行日」という。)に、現に指定を受けている医療機関については、改正法の附則第5条第1項の規定により、改正後のみなし指定となりますが、

(1) 附則第5条第2項の規定により、厚生労働省令で定める期間(施行日から1年間：平成26年7月1日～平成27年6月30日)までに改正後の第49条の2第1項の規定の申請を行わなければ、平成27年6月30日までが指定の有効期間となります。

(2) 改正後の第49条の2第1項の規定の申請を行った指定医療機関の指定の有効期間は、改正法の附則第5条第3項の規定により、施行日から6年間(有効期間：平成26年7月1日～平成32年6月30日)ではなく施行日から厚生労働省令で定める期間を経過する日までを期間とすることになっています。

具体的には、

ア 病院・診療所・薬局については、当該医療機関の健康保険法(以下「健保法」という。)での指定有効期間終了日まで(平成27年6月30日までに有効期間終了日が到来する場合は、当該終了日+6年)

イ 介護保険法(以下「介保法」という。)の指定を受けている訪問看護事業所については、当該医療機関の介保法での指定有効期間終了日まで(平成27年6月30日までに有効期間終了日が到来する場合は、当該終了日+6年)

となります。

改正後の第49条の2第1項の規定の申請にかかる各医療機関の申請受付期間について

改正によるみなし指定の対象機関の件数が多いことから、みなし指定の有効期間が短期間となる機関より、申請案内を行う予定としております。

申請案内にかかる医療機関の区分、申請案内通知予定日、申請受付期間は、下表のとおりです。

| | 健保法又は介保法の指定有効期間の有効期間終了日が属する日 | 申請案内通知予定日 | 申請受付期間 |
|---|------------------------------|-------------|--------------|
| 1 | 平成27年7月1日～平成28年6月30日 | 平成26年7月1日 | 平成26年7月～8月 |
| 2 | 平成28年7月1日～平成29年6月30日 | 平成26年9月1日 | 平成26年9月～10月 |
| 3 | 平成29年7月1日～平成30年6月30日 | 平成26年10月31日 | 平成26年11月～12月 |
| 4 | 平成30年7月1日～平成31年6月30日 | 平成26年12月26日 | 平成27年1月～2月 |
| 5 | 平成31年7月1日～平成32年6月30日 | 平成27年3月2日 | 平成27年3月～4月 |
| 6 | 平成26年7月1日～平成27年6月30日 | 平成27年5月1日 | 平成27年5月～6月 |